

平成 21 年 12 月 4 日

# 参 考 資 料

（ 暫定税率の廃止・エネルギー課税等 ）

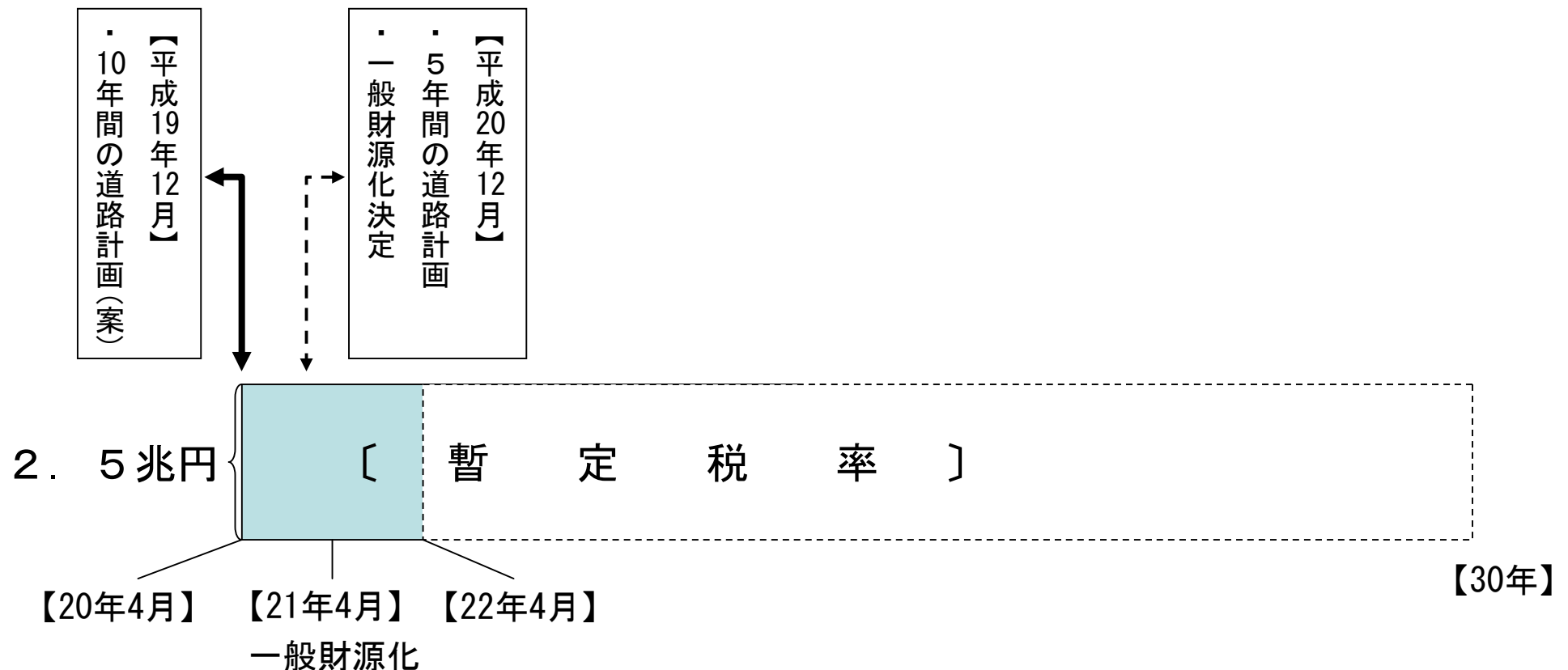
# 目 次

|                                                   |   |
|---------------------------------------------------|---|
| ・ 暫定税率について.....                                   | 1 |
| ・ 揮発油税等の 21 年度税収の内訳 .....                         | 2 |
| ・ エネルギー課税の状況.....                                 | 3 |
| ・ 主要国におけるガソリンに係る個別間接税の税率及び用途の推移 .....             | 4 |
| ・ 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980 年＝100） ..... | 5 |

## 暫定税率について

- 揮発油税等の暫定税率については、道路特定財源制度を前提として、昭和49年に創設され、以来、10回にわたりその引上げ・延長が決定されてきた。
- 現在の暫定税率は、平成20年4月から10年間の措置として租税特別措置法89条1項等に規定されている。

これは、平成19年12月に10年間の道路中期計画を策定するとされたことや厳しい財政事情、環境面への影響にも配慮し、措置されたもの。



## ○揮発油税等の21年度税収の内訳

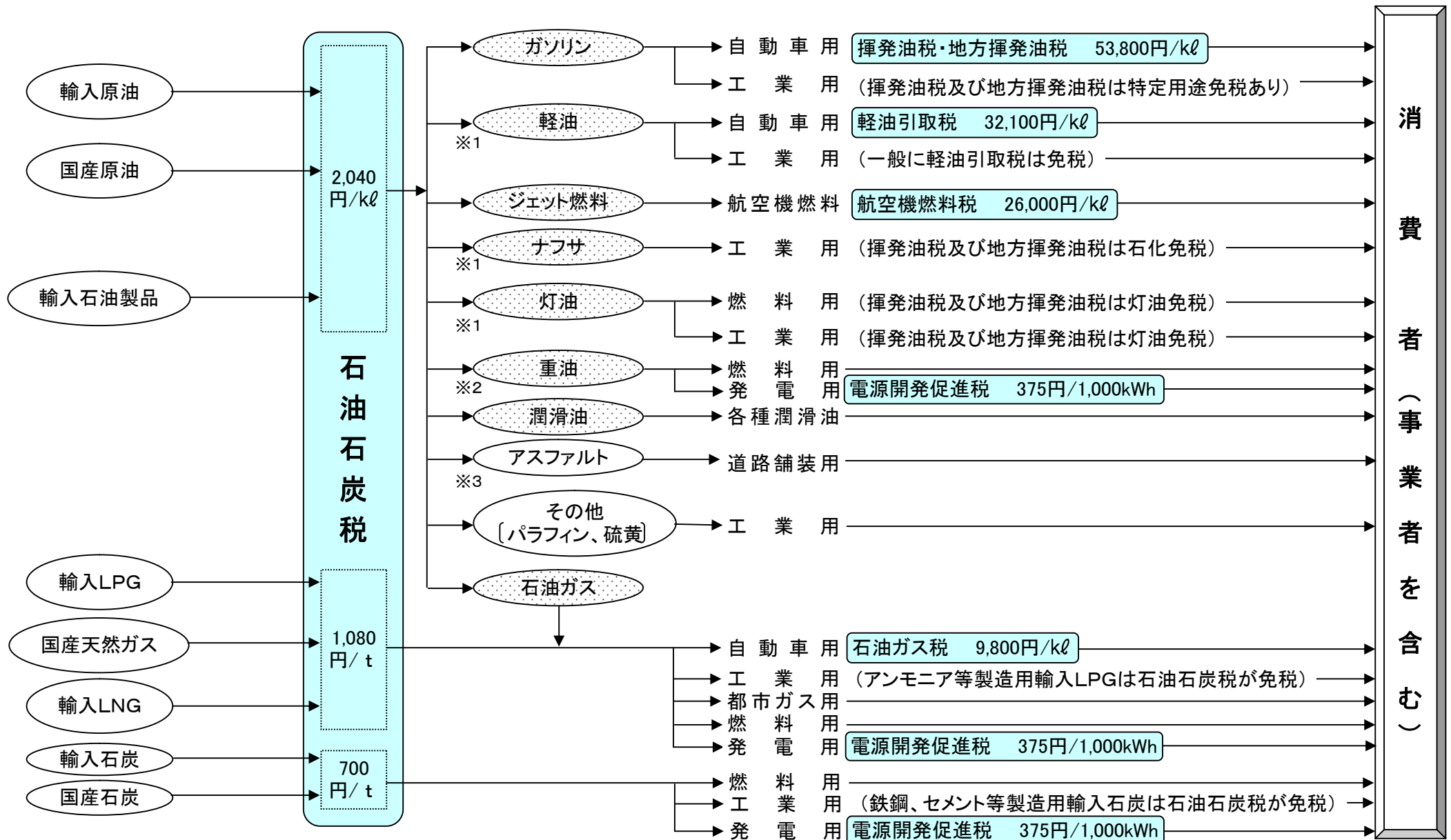
(単位：億円)

| 税 目 |          | 21年度   | 本則税率相当 | 暫定上乗せ分相当 |
|-----|----------|--------|--------|----------|
| 国   | 揮発油税     | 26,280 | 13,140 | 13,140   |
|     | 石油ガス税    | 130    | 130    | —        |
|     | 自動車重量税   | 6,460  | 2,849  | 3,611    |
|     | 計        | 32,870 | 16,119 | 16,751   |
| 地方  | 地方揮発油譲与税 | 2,812  | 2,379  | 433      |
|     | 石油ガス譲与税  | 133    | 133    | —        |
|     | 自動車重量譲与税 | 3,300  | 1,455  | 1,845    |
|     | 自動車取得税   | 2,533  | 1,698  | 835      |
|     | 軽油引取税    | 9,277  | 4,335  | 4,942    |
|     | 計        | 18,055 | 10,000 | 8,055    |
| 合 計 |          | 50,925 | 26,119 | 24,806   |

(注1) 地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

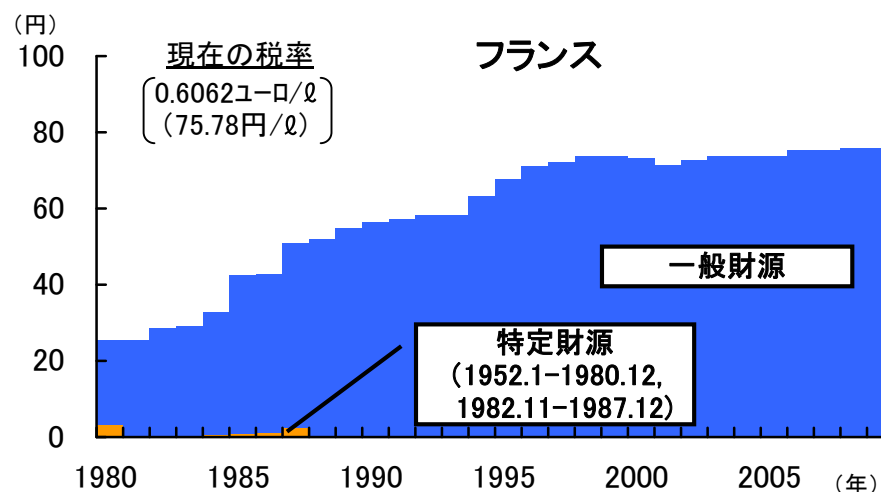
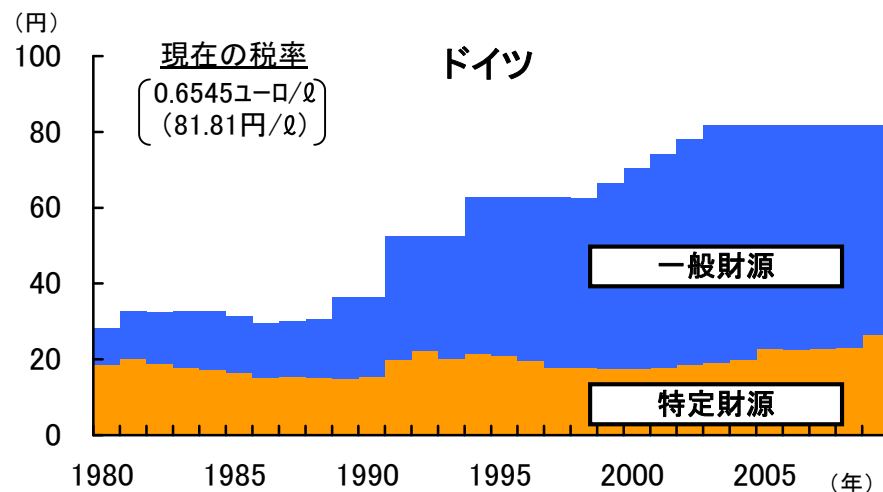
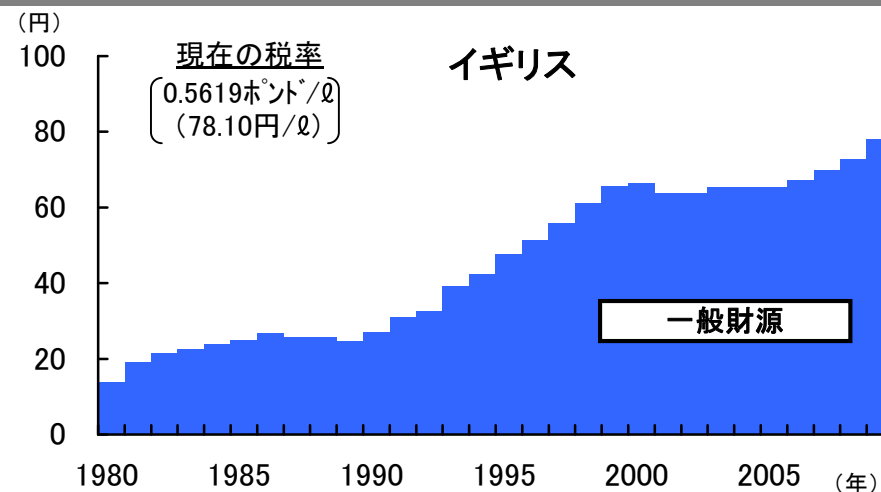
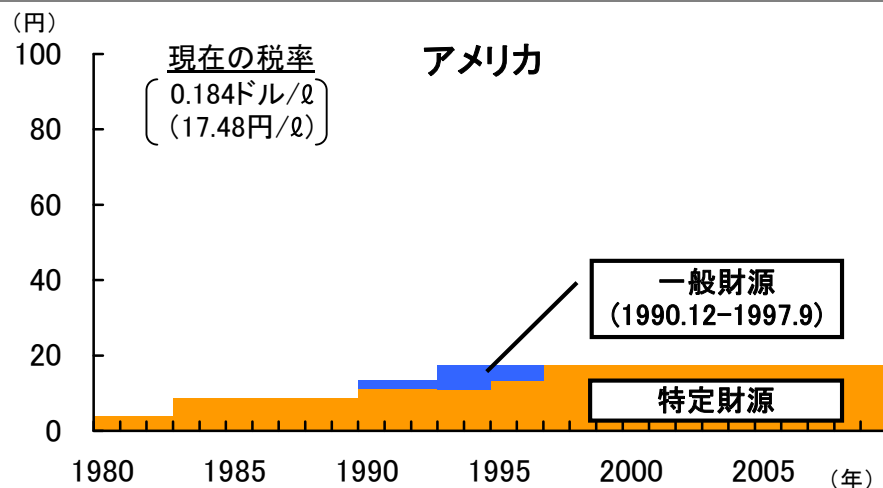
# エネルギー課税の状況



は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。

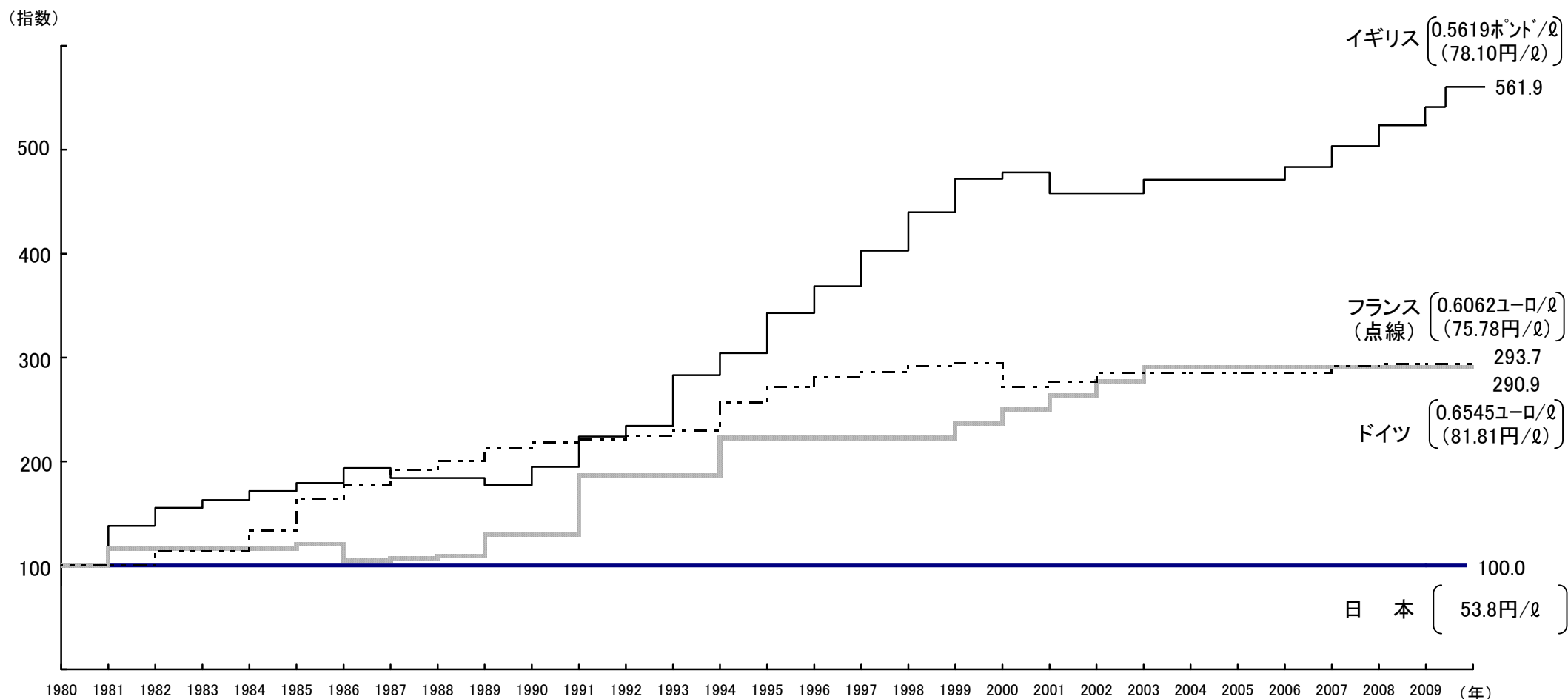
- ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
- ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
- ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

# 主要国におけるガソリンに係る個別間接税の税率及び使途の推移(未定稿)



- (注) 1. 税率は各年末値(ただし、フランスについては各年1月の値。2009年は、アメリカ、ドイツ、フランスについては7月時点、イギリスについては税制改正を反映した9月時点の税率)。換算レートは、1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(2009年下半年に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。なお、独、仏については、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算を行った。)
2. 米はガソリンに係る製造者個別間接税の税率。
3. 英では1987年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2000年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。1909年4月から1921年4月まで税収は道路特定財源に充当されていた。
4. 独では1985年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2001年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。また、特定財源割合は交通政策支出のエネルギー税収(旧鉱油税収)に占める割合(2009年については見積値)。
5. 仏ではレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

# 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移(指数:1980年=100)



(注) 1. 税率は各年末値(2009年は、日本、ドイツ、フランスについては7月時点、イギリスについては税制改正を反映した9月時点の税率)。なお、イギリスでは、2008年12月に0.02ポンド/ℓ増税、2009年4月に0.0184ポンド/ℓ増税、9月に0.02ポンド/ℓ増税され、1年で0.0584ポンド/ℓ(約8円)増税されることになっている。

2. 英では1987年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2000年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。

3. 独では1986年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2001年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。

4. 仏ではレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

5. 換算レートは、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(2009年下半期に適用される裁定外国為替相場。なお、独、仏については、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算を行った。)